

## 第13号議案

府中市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和6年2月21日

提出者 府中市長 高野 律 雄

(説明)

国民健康保険税の税率等の見直しに伴い、所要の改正を行うものであります。

## 府中市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

府中市国民健康保険税条例（昭和35年4月府中市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項ただし書中「20万円」を「22万円」に改める。

第3条第1項中「100分の4.75」を「100分の5.05」に改める。

第5条の2中「100分の1.48」を「100分の1.64」に改める。

第5条の4中「100分の1.55」を「100分の1.64」に改める。

第11条第1項中「20万円」を「22万円」に改める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の府中市国民健康保険税条例の規定は、令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

新	旧
<p>（課税額）</p> <p>第2条 省 略</p> <p>2 省 略</p> <p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>22万円</u>を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、<u>22万円</u>とする。</p> <p>4 省 略</p> <p>（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額）</p> <p>第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に<u>100分の5.05</u>を乗じて算定する。</p> <p>2 省 略</p> <p>（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額）</p>	<p>（課税額）</p> <p>第2条 省 略</p> <p>2 省 略</p> <p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>20万円</u>を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、<u>20万円</u>とする。</p> <p>4 省 略</p> <p>（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額）</p> <p>第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に<u>100分の4.75</u>を乗じて算定する。</p> <p>2 省 略</p> <p>（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額）</p>

新	旧
<p>第5条の2 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の1.64</u>を乗じて算定する。</p>	<p>第5条の2 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の1.48</u>を乗じて算定する。</p>
<p>(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)</p>	<p>(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)</p>
<p>第5条の4 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の1.64</u>を乗じて算定する。</p>	<p>第5条の4 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の1.55</u>を乗じて算定する。</p>
<p>(国民健康保険税の減額)</p>	<p>(国民健康保険税の減額)</p>
<p>第11条 次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からアに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>22万円</u>を超える場合には、<u>22万円</u>）及び同条第4項本文の介護納付金課税額からウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。</p>	<p>第11条 次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からアに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>20万円</u>を超える場合には、<u>20万円</u>）及び同条第4項本文の介護納付金課税額からウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。</p>
<p>(1)～(3) 省略</p>	<p>(1)～(3) 省略</p>
<p>2～3 省略</p>	<p>2～3 省略</p>
<p><u>付 則</u> (<u>施行期日</u>)</p>	

新

旧

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。  
(適用区分)

2 この条例による改正後の府中市国民健康保険税条例の  
規定は、令和6年度以後の年度分の国民健康保険税につ  
いて適用し、令和5年度分までの国民健康保険税につい  
ては、なお従前の例による。